

意見書

平成16年1月14日

情報通信審議会
電気通信事業部会長 殿

ゆうびんばんごう
郵便番号103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしはこぎちよう
東京都中央区日本橋箱崎町24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちよう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成15年12月11日付け情審通第139号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種
指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見
ー スペクトル適合性の確認が行われていない
DSL方式による接続の条件の削除 ー

接続約款がその技術的根拠として参照している標準化文書、すなわち「メタリック加入者線伝送システムのスペクトル管理第2版(以下、TTC標準第2版)」においては、国内DSL事業者によって準備が進められている「上り拡張方式」が想定されておらず、DSLマーケットやユーザーの利益になるように十分に検討されているとは言えない。

技術的根拠となっているTTC標準第2版において検討・想定がされていなかった方式について、そのスペクトル適合性を確認することには論理的に矛盾がある。したがって、このような場合には、TTC標準第2版のみからではなく、TTCの場合において、付帯的な条件を十分に検討し、その結果も踏まえてスペクトル適合性の判断をすることを接続約款に明記すべきである。